

○地域見守り支えあいネットワークについて（福祉政策課）

○平常時の見守りや災害時に支援が必要な要支援者を、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」に登録し、民生委員・児童委員や区長をはじめとする地域の支援者が情報共有することで見守りの体制を構築している。

○名簿登録にあたり、民生委員・児童委員等の日々の活動の中で登録勧奨を行うなど、要支援者の登録を進めている。地域見守り支えあいネットワーク制度に登録された方には「安心カード」配布し、避難行動要支援者名簿の情報のほか、緊急連絡先や健康状況など記載している。

	令和6年度 (計画目標)	令和6年度実績 (R7.1月末)	達成率
名簿登録者数	2,800 人	2,462 人	88.0 %

令和3年に災害対策基本法が一部改正
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、
個別避難計画の作成が市町の努力義務化

→加賀市においては「安心カード」に、個別避難計画に必要な避難場所や避難経路等の項目を追加し、令和7年度より個別避難計画作成の啓発普及に取り組む。

加賀市地域見守り支えあいネットワーク 安心カード

救急・火事は 119 番
警察は 110 番 大聖寺警察署 ☎72-0110

わたしが避難する場所：初めは 次は です。

緊急時の連絡先

項目	氏名	性別	電話番号
家族			
近所			
民生委員			
避難先			
その他			

医療的ケア児等の個別避難計画作成について

【令和7年度個別避難計画作成の流れ】

R7.6.25 令和7年度第1回健康福祉審議会福祉政策課資料より抜粋

R7.7.24【令和7年度第1回地域見守り支えあい推進会】

○協議事項

・個別避難計画の内容改訂 ・実施方法の検討

①記載内容の整理

②対象者要件の検討：災害リスクと支援の必要性（要支援者の心身の状況）から、対象者を検討

▶医療機器の電源喪失により生命維持に懸念がある医療的ケア児は子育て応援ステーションと相談支援専門員と地域の方々と連携して個別避難計画作成を支援。

▶障がい者は相談支援専門員、高齢者は居宅介護支援専門員と地域の方々と連携して個別避難計画作成を支援。

③モデル地区の選定：災害リスク等から橋立地区を選定

構成団体	
加賀市区長会連合会 長	加賀市介護サービス 事業者協議会
社会福祉法人 加賀市社会福祉協議 会	加賀市じりつ支援協 議会
加賀市民生委員児童 委員協議会長	加賀市身体障害者福 祉協会
加賀市医師会	加賀市防災士会
大聖寺警察署	加賀市防災リーダー 会

R7.10.11【個別避難計画の必要性の周知】勉強会開催

○当事者、福祉専門職、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等を対象に勉強会を実施予定

R7.10.26 市総合防災訓練

主会場：橋立海青学園

【モデル地区：橋立地区にて計画作成開始】

○本人・家族の意向をふまえて、地域・支援者と共に個別避難計画作成を支援

【令和7年度第2回地域見守り支えあい推進会】

○協議事項：個別避難計画の検証・課題整理

**みんなで考える
個別避難計画**

～ひとり取り残さない避難のために一緒に学ぶごちやまぜ勉強会～

10.11日 13:30-16:00
会場：加賀市市民会館3階 大ホール
※雨天決行、天候不測による中止の可能性あり
※参加費：無料（加賀市市民会館3階 大ホールにて受付）

個別避難計画とは、災害時に避難経路や避難場所をあらかじめ決めておくことで、災害時に安全に避難できる計画です。
「どこに避難するか」「避難するタイミング」「避難する場所」などについて、自分たちの状況や、必要に応じて家族の状況や、地域の状況などを考慮し、避難経路や避難場所を決定します。また、避難経路や避難場所の確保や、避難時の連絡方法なども決めておくことが重要です。

1 個別避難計画の必要性の周知
2 個別避難計画の作成の支援
3 個別避難計画の検証と課題整理

「個別避難計画を作成してみよう」
対象者：障がい、高齢、子育てなど、災害時に避難が困難な方
対象者：障がい、高齢、子育てなど、災害時に避難が困難な方
対象者：障がい、高齢、子育てなど、災害時に避難が困難な方

お問い合わせ：加賀市福祉政策課 0761-22-7854
お問い合わせ：加賀市福祉政策課 0761-22-7854
お問い合わせ：加賀市福祉政策課 0761-22-7854

○医療的ケア児等の個別避難計画作成に向けての取り組み

●R6年度の医療的ケア児ヒアリング

- ・能登半島地震以来、酸素の備えを増やしたり、備えを考えるようになった。
- ・大規模災害時に停電や断水による人工呼吸器や酸素濃縮器等の使用への不安。
- ・どこに避難できるのかわからない。交通網の遮断等で避難に対する不安。
- ・薬や医療用具、経管栄養剤が足りなくなるのではと不安。
- ・かかりつけの病院に行けない、診療できないなどの心配がある。

⇒R7年度:個別避難計画の必要性

●加賀市医師会合同研修会(7月8日)開催 医師会会員、コメディカル関係者35名出席
内容:「個別避難計画の立案の取組み～大切ないのちを守るために私たちができること～」

石川県医療的ケア児支援センター 中本所長

- ・災害時への「備え」「行動」「避難生活」をイメージして、本人家族だけでなく支援者も交えて話し合い、「個別避難計画」を一緒に作成して共有する。
- ・「加賀市の医療的ケア児の現状」共有。
- ・個別避難計画は、災害時に自力避難が困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況にあわせて災害時に「誰が」「どんな支援が必要」「どこに避難」「避難する時の配慮」等記載する。

⇒今後、市医療センターと市の医療的ケア児の状態像を共有し、優先度の高い医療的ケア児の個別避難計画作成を家族の意向もふまえて支援者と一緒に作成予定。

医療的ケア児等の個別避難計画作成について

●医療的ケア児等の取り組み方針

1 対象者：医療的ケア児17名(R7年5月現在)

重症心身障がい児、障がい児(本人・家族の意向に沿って支援)

※支援の必要性と災害リスクと家族の同意が得られた家庭から順次取り組む。
(吸痰が必要な気管切開＋人工呼吸器装着の医療的ケア児2名)

2 作成方法

- ① 医療的ケア児の個別避難計画は、子育て応援ステーション職員と担当する相談支援専門員や訪問看護師と連携して取り組む。
重症心身障がい児、障がい児の個別避難計画は、相談支援専門員が主となり、子育て応援ステーション職員と連携して取り組む。
- ② 本人・家族の意向を踏まえて、支援者を交えた地域ケア会議等の協議を場を活用し、個別避難計画作成に取り組む。
- ③ 医療的ケア児は、県作成の「**災害時あんしんファイル**」を個別避難計画と位置付けて、自助、共助、公助について本人・家族、支援者と一緒に考える。
- ④ 必要な情報や連携機関との対応方法を共有し、不足する情報等があった場合はその都度追加していく。

3 医療的ケア児支援連絡会

- ・医療的ケア児支援のための協議の場(年2回開催)にて情報共有及び進捗確認を行う。

医療的ケア児等の個別避難計画作成について

【災害時あんしんファイル

- ☐ お子さんの情報（氏名、生年月日、住
- ☐ 家族・関係者連絡リスト
- ☐ 避難手順
- ☐ 災害時備蓄・持出品リスト
- ☐ 災害あんしんマニュアル
- ☐ 医療情報連絡票
- ☐ 人工呼吸器と回路などの接続（写真を
- ☐ 1日のケアの流れ
- ☐ 人工呼吸器設定指示書
- ☐ 経管栄養注入指示書
- ☐ 処方箋
- ☐ その他の指示書
- ☐ （お持ちの方は、）災害時個別支援計

作成日	年 月 日
更新日	年 月 日
① 年	
④ 年	

■家族・関係者連絡リスト

○ご家族だけでなく、緊急時には使用できるように記入してくだ

■家族・親族

氏名	続柄	

■関係者

区分	名称
かかりつけ医	
その他の病院	
訪問看護	
訪問介護事業所	
相談支援事業所	
人工呼吸器取扱業者	
在宅酸素取扱業者	
電力会社	
民生委員	
市町	
薬局	

★地域の支援者にご相談の上、ご記入ください。

避難手順

A 地域の避難所への避難を希望する場合

①避難することになったら、

避難先	電話（ ）
※上記での受入れが困難な場合	電話（ ）

に避難してください。

②避難したら、

連絡先（訪問看護ステーション、家族など）	電話（ ）
	電話（ ）

に連絡してください。

B 実家等への避難を希望する場合

①避難することになったら、

避難先	電話（ ）
※上記への避難が困難な場合	電話（ ）

に避難してください。

②避難したら、

連絡先（病院、訪問看護ステーション、家族など）	電話（ ）
	電話（ ）

に連絡してください。

石川県医療的ケア児の災害時あんしんファイルより抜粋

「災害時あんしんファイル」は、日常的に医療的ケアが必要な子どもとご家族が、停電や災害に備え、普段からの準備や災害時の対応手順、必要な医療処置の情報をまとめておくためのものです。

今後のスケジュール

医療的ケア児等ケース支援

全体

9月18日 **市医療センター打合せ**

（市医療センター小児科医・地域連携センター、子育て応援ステーション）



9月～

医療的ケア児2名について、地域ケア会議を活用し個別避難計画（災害時あんしんファイル）作成

医療的ケア児と家族・親族・知人
県医療的ケア児支援センター・子育て応援ステーション
市医療センター小児科医・地域連携センター
相談支援専門員、民生委員・児童委員、防災士
訪問看護師・サービス事業所職員等

順次、医療的ケア児15名の個別避難計画（災害時あんしんファイル）を作成

重症心身障がい児、障がい児の個別避難計画作成

本人・家族の意向を踏まえ、日頃、関わる相談支援専門員と連携

9月22日 11月17日

1月26日 3月16日

庁内合同ミーティングにて全体の進捗を庁内で共有し検討しながら進める

10月・2月

医療的ケア児支援連絡会にて個別避難計画作成状況の進捗共有し検討

2月

見守り支え合い推進会にて、個別避難計画作成状況の進捗報告、次年度に向けての検討